

静 情 審 第 24 号
平成 19 年 8 月 20 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 19 年 3 月 15 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成 18 年度施工単価条件表（標準積算システム用）治山の部分開示決定に対する
異議申立て（諮問第 152 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 18 年 12 月 18 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 18 年度設計積算標準（工事編）〔農地〕」及び「平成 18 年度施工単価条件表（標準積算システム用）治山」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「平成 18 年度設計積算標準（工事編）〔農地〕」及び「平成 18 年度施工単価条件表（標準積算システム用）治山」を特定した。
- (3) 平成 18 年 12 月 20 日、実施機関は、(2) の公文書のうち、「平成 18 年度施工単価条件表（標準積算システム用）治山」（以下「本件公文書」という。）の施工単価コード及び基礎単価式コードに関する部分は条例第 7 条第 3 号及び第 6 号に該当するとの理由で非開示とし、その余は開示するとした部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 19 年 2 月 13 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち非開示とした部分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関が、施工単価コード及び基礎単価式コードを非開示としたのは、標準積算システムを真似されるのを防ぐためとの理由である。また、土木部では公開しているが、農業水産部では非開示としたのは、土木部と農業水産部では、異なる積算システムを使用しているからとの理由であるが、発注者が異なれば使用している単価及び積算システムが異なるのは当然であり、土木部では公開しているのに、農業水産部では公開できないというのは、納得できない。
- (2) また、単価（計算式）については、現状では、世論など考えると、予定価格を決定するそもそもの資料元に対して注視されるのは当然の流れと考える。国民の税金を元として公共工事を行うのだから、肝心な部分を開示しないと、予定価格が正当であるか判断できない。公開することにより、正当な利益を害するおそれがあるとは、到底考えられない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、発注する農林土木工事の設計金額の積算に、農林水産省が請負工事等の積算業務等を行うため開発した「標準積算システム Ver.2」に「社団法人農業農村整備情報総合センター」(以下「ARIC」という。)が農林水産省の使用許諾を得て、都道府県等の要請により改変又は必要な機能を付加した「補助版標準積算システム Ver.2」(以下「積算システム」という。)を、ARIC との使用許諾契約に基づき、使用している。
- (2) ARIC は、平成 14 年度に他県において使用手引書の情報漏えいが発生し、システム開発会社により積算システムを構築された事件があったため、平成 17 年度に積算システムの運用全般における情報セキュリティ確保を図る目的で、従来の補助版標準積算システム Ver.2 使用許諾契約書を改定するとともに、新たに積算システムの導入と運用について遵守すべき必要不可欠な事項を定めた補助版標準積算システム Ver.2 使用許諾に関する規約(以下「規約」という。)を作成した。
- (3) 実施機関は、この改定された補助版標準積算システム Ver.2 使用許諾契約書(以下「契約書」という。)と規約の内容により、平成 17 年 10 月 7 日付けで ARIC と新たに使用許諾契約を締結した。
- (4) 規約第 11 条第 2 項に、「本ソフトウェアを構成するソフトウェア、データファイル、及びドキュメントに係る事項は全て機密であり、契約団体は ARIC が書面で事前に承諾しない限り、第三者に開示・漏えいしないものとする。」と明記されている。施工単価条件表は積算システムを構成するドキュメントの一部である使用手引書に含まれているため、第三者に開示することは契約書及び規約に違反することになる。
- (5) また、ARIC に対し、開示について意見を照会したところ、施工単価条件表を開示することは、著作権者である国の作成した施工単価条件表が類推できてしまうので、開示不可能という回答を得ている。
- (6) しかし、今回の開示請求内容は、実施機関が独自に作成した治山工事の施工単価条件表であり、基準、歩掛、機械経費、材料・労務等の施工単価の構成要素は一般に公表されている事項で、開示することにより積算業務の過程がより一層透明化され、広く一般に検証あるいは批判されることが健全な業務の遂行上望ましいと判断し、施工単価条件表の一部を開示するとした本件処分を行った。
- (7) ただし、積算システムの中で使用されているコードについては、積算システムの固有部分であり、これを開示することは著作権者である国及び ARIC の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号及び第 6 号の非開示情報に該当する。

また、ARIC との契約書と規約に違反して開示した場合、契約解除の可能性があり、実施機関が実施する農林土木工事の円滑な発注に影響がでること、実施機関のネットワークで稼働している連携の停止、停滞を招くなど多大な損害をもたらすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号の非開示情報に該当する。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 積算システムの概要

ア 積算システムは、プログラム、データファイル及びドキュメントにより構成された電算ソフトウェアであり、実施機関は、積算システムを使用して治山工事等の農林土木工事の請負工事費を積算し、予定価格を設定している。

イ 請負工事費とは、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税相当額を合計した額であり、このうち主体となる直接工事費は、積算システムを操作して、各作業の施工単価に必要な数量を入力して得た額を合計することによって算出する。

なお、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等も積算システムにより算出するが、通常、直接工事費等に一定の率を乗じて得た額となる。

ウ 施工単価は、歩掛、材料単価、労務単価、機械経費（損料）等で構成され、作業の種別ごとに算出する。積算システムの操作にあたっては、作業に対応する種別を選び、施工単価条件を画面上で選択することにより当該工事における各作業の施工単価を算出する。

(2) 本件公文書の内容について

本件公文書は、実施機関の職員が積算システムを使用して、治山工事の請負工事費を積算する際に、参照しやすいように、印刷、製本したものであり、概ね次の記載がある。

ア 工種別施工単価一覧表

工種ごとに施工単価コード、施工単価名称等が記載された目次である。

施工単価コードとは、積算システム上で、作業ごとの施工単価を区別するために、英字及び数字を組み合わせて作成した記号番号である。

イ 施工単価条件表

施工単価を構成する歩掛、材料単価、労務単価、機械経費（損料）等を工事の条件によりどのように設定するかを記載したものである。実施機関の職員はこれを参照しながら、当該工事に見合った数値等を積算システムに入力することによって、施工単価を算出する。施工単価条件表中に記載された施工単価構成内訳の単価の欄には基礎単価式コードが記載されている。

基礎単価式コードとは、施工単価を構成する各単価を工事の条件により組み合わせる計算式である基礎単価式を積算システムの計算手順に従って処理するために作られた記号番号である。

ウ 施工単価条件表記載事項の説明等

施工単価条件表や基礎単価式の内容の説明書である。

基礎単価式コードが数多く記載されている。

(3) 非開示情報の該当性について

実施機関は、本件公文書のうち、施工単価コード及び基礎単価式コードについては、条例第7条第3号（事業活動情報）及び第6号（事務又は事業に関する情報）の非開示情報に該当するとして、非開示としたので、以下において検討する。

ア 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号本文は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

- (ア) 契約書第8条には「ARICは、契約団体が規約の条項に違反したときは、直ちに、本契約を解除することができる。」と規定し、規約第11条第2項には「積算システムを構成するソフトウェア、データファイル、及びドキュメントに係る事項は全て機密であり、契約団体は、ARICが書面で事前に承諾しない限り、第三者に開示・漏えいしないものとする。」と規定している。施工単価コード及び基礎単価式コードは、ドキュメントの一部である使用手引書に含まれる施工単価条件表に記載されているとともに、データファイルのデータに属するものであり、規約第11条第2項に該当する事項である。
- (イ) 施工単価コード及び基礎単価式コードを開示すると、体系をなしたコード群が明らかになることで、それらコードを組み合わせて作成された作業手順などの流れからプログラムのコード体系が解明され、同一のプログラムが構築されるおそれがあると認められることから、契約書及び規約は不当なものとは言えない。
- (ウ) 実施機関はARICから開示を承諾しない旨の回答を得ており、開示することにより契約解除されたときは、積算業務において積算システムを使用することができなくなるため、実施機関の農林土木工事の発注に係る事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすことは明らかである。

したがって、施工単価コード及び基礎単価式コードは、条例第7条第6号の非開示情報に該当する。

イ 予定価格の正当性を示す資料の開示について

異議申立人は、「単価（計算式）という肝心な部分を開示しないと、予定価格が正当であるか判断できない。」と主張するが、異議申立人がいう単価（計算式）である基礎単価式は、公表されている森林整備保全事業設計積算要領等の基準、歩掛等の内容を数式化したものであり、基礎単価式コードを開示しなくても、予定価格の基となる請負工事費は、公表されている基準、歩掛、機械経費、材料単価、労務単価等により算出できる。

また、予定価格は入札等の執行後は、公開しているため、施工単価コード及び基礎単価式コードを明らかにしないと予定価格が正当であるか判断できないとは認められず、異議申立人の主張には理由がない。

ウ その他

異議申立人は、「土木部ではコードを公開しているのに、農業水産部では公開できないというのは納得ができない。」と主張する。しかし、それは、土木部（平成19年度の組織改正前）が所管する建設工事の請負工事費の積算にあたっては実施機関独自で開発した積算システムを使用しているが、農業水産部（平成19年度の組織改正前）が所管する農林土木工事の請負工事費の積算に

あたっては使用許諾契約に基づき、他者が作製した積算システムを使用しているという明らかな相違によるものである。

なお、実施機関は、施工単価コード及び基礎単価式コードを開示すると、ARICの権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に該当すると主張するが、上記のとおり、当該情報は条例第7条第6号に該当するので、同条第3号の該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記) 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 19 年 3 月 15 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 19 年 5 月 28 日	審議、第二部会へ付託	第 197 回
平成 19 年 6 月 25 日	第二部会において審議	第 198 回
平成 19 年 7 月 23 日	第二部会において審議	第 199 回
平成 19 年 8 月 20 日	第二部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議(答申)	第 200 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 197 回、第 200 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 197 回、第 200 回
小 野 森 男	弁護士	第 197 回、第 200 回
佐 藤 登 美	社団法人静岡看護協会 会長	第 197 回～第 200 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 197 回～第 200 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 197 回～第 200 回